

○湯河原町真鶴町衛生組合職員の給料支給日に関する規則

令和7年11月20日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第13号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、給料の支給日に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料の支給日)

第2条 給料の支給日は、月の20日とする。

2 前項の規定にかかわらず、20日が次の各号のいずれかに該当する場合は当該各号に掲げる日を支給日とする。

(1) 20日が日曜日又は休日に当たるときの支給日は18日（この日が土曜日に当たるときは17日）とする。

(2) 20日が土曜日に当たるときの支給日は19日（この日が休日に当たるときは18日）とする。

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。